

自己点検事項

◇ 検体検査管理加算(Ⅱ)(D026 注4)

(1)臨床検査を担当する常勤の医師が1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

※ 臨床検査を担当する医師とは、検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理及び運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

(2)次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にある。

(適 ・ 否)

ア 血液学的検査のうち末梢血液一般検査

イ 生化学的検査のうち

総ビリルビン、総蛋白、尿素窒素、クレアチニン、グルコース、アミラーゼ、
クレアチンキナーゼ(CK)、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム
アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)
血液ガス分析

ウ 免疫学的検査のうち

ABO血液型、Rh(D)血液型、Coombs試験(直接・間接)

エ 微生物学的検査のうち

排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(その他のものに限る)

(3)定期的に臨床検査の精度管理を行っている。

(適 ・ 否)

(4)外部の精度管理事業に参加している。

(適 ・ 否)

(5)臨床検査の適正化に関する委員会が設置されている。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・臨床検査を担当する常勤の医師の出勤簿

点検に必要な書類等

・臨床検査の精度管理を行っていることが確認できる書類

点検に必要な書類等

・外部の精度管理事業に参加していることが確認できる書類

点検に必要な書類等

・臨床検査の適正化に関する委員会の議事録

医療機関コード

保険医療機関名